

泉大津市教育委員会会議 令和6年第10回定例会

会 議 事 項

(令和6年10月30日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 4 0 号 令和 6 年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書について
- 日程第 2 議案第 4 1 号 泉大津市教育委員会表彰について
- 日程第 3 報告第 2 4 号 社会教育委員会議から教育委員会への答申について
- 日程第 4 報告第 2 5 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 6 議案第 4 3 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 7 議案第 4 4 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 8 議案第 4 5 号 市議会提出予定案件【非公開】

議案第40号

令和6年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、評価結果報告書を議会に提出するとともに、公表することについて諮るものである。

2 内 容

教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすものである。

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4 点検・評価内容

別冊「令和6年度（令和5年度事業）泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書（案）」のとおり

議案第41号

泉大津市教育委員会表彰について

1 趣 旨

教育委員会表彰は、泉大津市の教育の振興と発展に優れた実績を収めた者や、文化芸術活動及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた者等に対し、表彰するものである。それを踏まえ、前年度に引き続き、広く表彰の対象とするために、関係部署からの推薦書の提出に加え、教育委員会表彰候補者を公募する。

今回は、今後の予定等の承認について議案とするものである。

2 推薦方法

- 関係部署からの推薦書の提出
- 公募の実施

3 推薦、応募期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月27日（月）

4 周知方法

ホームページ等（12月）、広報紙12月号

5 表彰者決定

教育委員会

○泉大津市教育委員会表彰規程

昭和 28 年 3 月 3 日

教委規程第 1 号

第 1 条 泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校園の教職員(府費負担職員を含む。)であって次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績が特に優秀な者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案をした者
- (3) 業務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があった者
- (5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

(平 2 教委規程 1・平 25 教委規程 1・一部改正)

第 2 条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 学校医等として 20 年勤務した者
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

第 3 条 委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、学校園長の推薦によって委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案した者
- (2) 特に他の模範とするに足る行為があった者
- (3) 文化活動又はスポーツに関する大会において優秀な成績を収めた者
- (4) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあった者

(平 2 教委規程 1・一部改正)

第4条 第1条から第3条で規定するものを除くほか、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。(本市の区域外に所在する学校園の園児、児童生徒等にあつては、本市の区域内に住所を有する者に限る。)

- (1) 教育の発展について特に功績があつた者
- (2) 社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績を収めた者
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績等又は行為のあつた者

(平2教委規程1・一部改正)

第5条 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(平2教委規程1・平10教委規程1・一部改正)

第6条 表彰該当者のあるときは、必要に応じて随時これを行う。

第7条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、危篤に陥つたときにさかのぼってこれを表彰する。

(平2教委規程1・一部改正)

第8条 委員会は、この規程により表彰を受けたことのあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(平28教委規程2・一部改正)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平28教委規程2・一部改正)

附 則

この規程は、昭和28年3月3日から施行する。

附 則(平成2年1月26日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月29日教委規程第1号)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規程第 2 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 1 日教委規程第○号)

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程（昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、泉大津市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大会 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する文化活動又はスポーツに係る競技会、選考会、コンクールその他の大会（開催の趣旨、出場者又は参加者の構成を考慮して、教育長がこれに準ずるものと認めるものを含む。）をいう。
- (2) 予選 その大会における成績により、地域的規模がより大きい大会に出場し、又は参加する資格を得ることができる大会をいう。
- (3) 国内大会 国内において、一以上の都道府県（これに準ずると教育長が認めるものを含む。以下同じ。）の区域を単位として開催される大会で、全国大会以外のものをいう。
- (4) 全国大会 全国を対象として開催される大会をいう。
- (5) 国際大会 二以上の国を対象として開催される大会をいう。
- (6) 入賞 表彰の対象となる成績を収めた大会で定められた入賞基準を満たす成績を収めることをいう。

(園児・児童・生徒の部の表彰基準)

第3条 規程第3条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境の美化、障がい者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動を概ね2年以上にわたって継続していること。
- (2) 人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の者に模範となる善行をしたこと。

第4条 規程第3条第3号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等で別表第1に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

第5条 規程第4条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で別表第2に掲げる成績を収めた者。
- (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

(再度の表彰)

第6条 規程第8条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に

定めるところによる。

- (1) 規程第1条から規程第4条までの各号の規定（以下「表彰対象のもの」という。）により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のものにより表彰の対象となるとき。
- (2) 異なる大会（次号に規定するものを除く。）又は競技種目で表彰の対象となるとき。
- (3) 地域的規模がより大きい大会があるもので別表第2に掲げるものとなるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大会の種類	成績
国際大会・全国大会	入賞以上
	出場・参加（資格を得たことを含む。）
近畿大会等の国内大会	入賞以上
上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	最も優秀な成績

別表第2（第5条関係）

今回の成績		前回表彰された成績					
		上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	近畿大会等の国内大会		国際大会・全国大会		
大会の種類	成績	優勝	入賞	優勝	出場・参加 （資格を得たことを含む。）	入賞	優勝
国際大会・全国大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない
	出場・参加 （資格を得たことを含む。）	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない
近畿大会等の国内大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない

報告第24号

社会教育委員会議から教育委員会への答申について

1 答申事項

池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入に関することについて

2 趣旨

第5回教育委員会会議定例会の議案第29号において、教育委員会から社会教育委員へ諮問された池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入に関することについて、慎重に審議した結果を答申する。

3 答申内容

別紙1のとおり

4 根拠法令

社会教育法（昭和24年6月10日）法律第207号
（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

令和6年10月1日

泉大津市教育委員会

泉大津市社会教育委員会議
議長 岡崎 裕

池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入について(答申)

令和6年5月24日付泉大教委第18号で諮問のあった池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

別 紙

1. 社会教育委員会議の結論

池上曾根弥生学習館における指定管理者制度の導入について、審議を行った結果、以下の結論に至った。

池上曾根遺跡は考古学上極めて貴重な遺跡であり、その保存と活用は非常に重要である。文化財施設は、保有する資料を一般に供するといった活用だけではなく、資料の保存や研究を担う場所であることから、長期的な視野に立った安定した運営が求められている。そのため、指定管理者制度による運営には長期的な人材育成やノウハウの引継ぎに課題があるという意見もあるものの、池上曾根弥生学習館の場合においては、近接する大阪府立弥生文化博物館や和泉市が管理する弥生情報館と連携し、三者で一体的に指定管理者制度を活用することで、統一かつ効果的な運営が可能となり、デメリット以上の大きなメリットがあると考えられる。したがって、本委員会は指定管理者制度の導入に賛成する。

本会議では現状等を踏まえ審議を行い、上記の結論を得ているが、以下の附帯意見を十分に考慮し、指定管理者制度導入に当たっては慎重に進めること。

2. 附帯意見

- ・ 泉大津市、大阪府、和泉市の三者が共同で指定管理者制度の導入を進めるにあたり、**各自治体の役割と責任を明確にし、運営に対する具体的なビジョンや方向性を共有することが不可欠である。**特に、泉大津市としてのアイデンティティーを守りつつ、泉大津市民にとってメリットがある運営となるよう、三者間で丁寧なすり合わせを行うことを求める。
- ・ 指定管理者の選定においては、サービスの質や公益性を重視した審査を行うことが必要である。三者が連携した指定管理が成功するかどうかは、選定された事業者の能力と、行政との連携体制に大きく依存する。このため、事業者の能力を適正に評価し、連携体制が円滑に機能するかどうかを慎重に判断することが不可欠である。指定管理者の選定プロセスにおいて、これらの要素をしっかりと見極め、最も適切な業者を選定することが必要である。また、事業費の極端な削減によるサービス水準の低下が発生しないよう慎重な判断と配慮が必要である。
- ・ 指定管理者が地域に根付いた事業や活動を行うことは、地域の人びとが池上曾根遺跡の本質的価値を理解し、それを郷土の誇りと感じるために必要である。指定管理者選定に当たっては、地域住民が積極的に参加できるイベントやプログラムが企画されているか、ま

た地域コミュニティの活性化が図られているかを評価ポイントとすることが望ましい。

- ・ 指定管理者が適切なサービスの質を保ち、適切な業務を行っているかについて、市は適宜モニタリングする等したうえで業務評価を行い、その結果に基づいて指導・助言を行うこと。また適切な指導・助言を行うために、市としても人材育成を図っていくことが必要である。

報告第25号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和6年9月1日（日）～ 令和6年9月30日（月）

4 内 容

別紙2のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R6.9.2	R6.9.14~ R7.2.24	2024年度秋冬のキャンプクラブ	NPO法人ピープルアクティブ ライフ
2	R6.9.2	R6.11.4	劇団Little★Star-team Earth-「鬼姫と月の唄 REPLAY」	劇団Little★Star-team Earth- (新)
3	R6.9.5	R6.12.22	第47回泉大津市少年少女合唱団定期演奏会	泉大津市少年少女合唱団
4	R6.9.5	R6.11.30	穴師コーラスミニコンサート	穴師コーラス (新)
5	R6.9.5	R6.9.29	「発達障がい格差を埋める！5年後・10年後の親子 の笑顔のために身近な状況を安心安全にしたい。」	一般社団法人泉大津・発達支援 勉強会Lien
6	R6.9.12	R6.10.5~ R6.12.8	令和6年度秋期特別展 地域展「大阪に伝来した 龍」	大阪府立弥生文化博物館 (新)
7	R6.9.24	①R6.2.2 ②R6.2.9	キッズプログラミング体験&マナー講座	一般社団法人ママと子どもの子 育てラボ (新)
8	R6.9.27	R6.11.22	令和6年度子ども家庭フォーラム	泉大津市民生委員児童委員協議 会